大野城市に編入する区域
　春日市大字下白水一〇の一、一二の一から一二の五まで、一三の八から一三の一〇まで、一三の一二、一六の二、一六の三、一七の一、一七の二、一七の七、一七の一一から一七の二六まで、一四一の二一、一四一の二六から一四一の三七まで、一八一の八、一八一の一九から一八一の二四まで、二〇五の一七

**○総務省告示第五十八号**

　町村の境界変更
　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、山形県最上郡舟形町と同郡大蔵村との境界を次のとおり変更する旨、山形県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
　右の処分は、平成二十三年三月九日からその効力を生ずるものとする。
　平成二十三年二月二十八日
　　総務大臣　片山　善博

最上郡舟形町に編入する区域
　最上郡大蔵村大字赤松字福地山九二〇の一〇の一部、九二〇の四八、九二〇の五〇の一部、二五四一の一、二五四一の二、二五四二の一、二五四二の二、二五四三の一、二五四三の三、二五四四の一、二五四四の二、二五四五の二の一部、二五五〇、二五五一の一、二五五一の二、二五五二の一部、二五五四の一から二五五四の四までの各一部、二七四〇の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部

最上郡大蔵村に編入する区域
　最上郡舟形町長者原字福寿野一六四九の六、一六五四の一の一部、一六五四の五の一部、一六五五の一、一六五五の四の一部、一六五六の一の一部、一六五六の二、一六五七の一部、一六六〇の三、一六六七の四の一部、一六六七の五の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

**○総務省告示第五十九号**

　市の境界変更
　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、愛知県稲沢市と清須市との境界を次のとおり変更する旨、愛知県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
　右の処分は、平成二十三年四月一日からその効力を生ずるものとする。
　平成二十三年二月二十八日
　　総務大臣　片山　善博

稲沢市に編入する区域
　清須市北市場本町三丁目一の八から一の一七まで、八の一、八の九から八の一六まで、九の一、九の八、一〇の一二、一〇の一五から一〇の一七まで、北市場本町四丁目二の三、八の二

清須市に編入する区域
　稲沢市大嶋一丁目一の一から一の四まで、一の一八から一の二九まで、二の一から二の三まで、八の一から八の三まで、八の七、八の一九、八の二〇、大嶋二丁目五の六

**○法務省告示第八十三号**

　名古屋市中川区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年三月二十八日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。
一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。
　注　意
一　申出は、口頭でも差し支えない。
二　申出の手続について分からないことがあれば、中川区役所又は名古屋法務局に照会すること。
　平成二十三年二月二十八日
　　法務大臣　江田　五月

名古屋市中川区長町十九番地
　　細井八重子

**○法務省告示第八十四号**

　北海道勇払郡占冠村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年三月二十八日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。
一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。
　注　意
一　申出は、口頭でも差し支えない。
二　申出の手続について分からないことがあれば、占冠村役場又は旭川地方法務局に照会すること。
　平成二十三年二月二十八日
　　法務大臣　江田　五月

北海道勇払郡占冠村字トマム五百八十番地
　　鎌田　經吉

**○法務省告示第八十五号**

　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。
　平成二十三年二月二十八日
　　法務大臣　江田　五月

認証紛争解決事業者の名称及び住所
　茨城土地家屋調査士会
　茨城県水戸市大足町千七十八番地の一

認証年月日
　平成二十三年二月八日

**○法務省告示第八十六号**

　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。
　平成二十三年二月二十八日
　　法務大臣　江田　五月

認証紛争解決事業者の名称及び住所
　群馬県社会保険労務士会
　群馬県前橋市大友町三丁目二十番地七

認証年月日
　平成二十三年二月八日

**○法務省告示第八十七号**

　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。
　平成二十三年二月二十八日
　　法務大臣　江田　五月

認証紛争解決事業者の名称及び住所
　宮崎県社会保険労務士会
　宮崎県宮崎市大和町八十三番地二鮫島ビル一階

認証年月日
　平成二十三年二月十四日

**○財務省告示第五十六号**

　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十二年度の初日から平成二十三年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。
　平成二十三年二月二十八日
　　財務大臣　野田　佳彦

　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十二年度の初日から平成二十三年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

| 関税暫定措置法別表第一の六の項名 | 輸入数量 |
|---|---|
| 一 | ○トン |
| 二 | ○トン |
| 三 | 三・二七トン |
| 四 | 二一、九二二トン |
| 五 | 一、三三〇トン |
| 六 | 一〇トン |
| 七 | 一三・一九トン |
| 八 | 一・一三トン |
| 九 | 三五、七〇四トン |
| 一〇 | 四、九一一トン |
| 一一 | 三、四一〇トン |
| 一二 | 五七、八九三トン |
| 一三 | 四、四四三、〇〇五トン |